福島社発第　４９　号
令和２年　６月１２日

開業会員及び法人の社員　各位

福島県社会保険労務士会
会　長　宍　戸　宏　行
（公印省略）

「被災事業者の事業再開・再生支援事業」における
雇用調整助成金に関する業務の専門家等の募集について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当会の運営にご協力賜わり感謝申し上げます。

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下「復興推進機構」という。）における原子力発電所事故に伴う避難指示等の地域で、震災当時事業を営んでいた方々の事業再開・再生支援事業について実施しているところです。

４月 30 日付けで令和２年度の専門家を募集しましたが、６月 15 日付令和２年度の契約をあらためて締結することになりました。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため全国的に緊急事態宣言が発せられ県内でも多くの事業所が休業等により大幅な事業収入の減少がみられました。そのような状況の中、雇用調整助成金等（緊急雇用安定助成金含む）の拡大、簡略化が進められ、この事業再開・再生支援事業においても雇用調整助成金等の活用を希望する事業所が多く見込まれております。

復興推進機構との協議により雇用調整助成金等の速やかな支援のため、雇用調整助成金等に限定した単価契約を別途締結することとなり、このたび雇用調整助成金等の助言支援を行う専門家を募集することといたしました。

つきましては、被災事業者の事業再開・再生支援事業における雇用調整助成金等の専門家を希望される方は、下記により６月２６日（金）までお申込みいただきたくお願いいたします。

また、雇用調整助成金等以外の支援に関して、募集要件を開業５年以上としておりましたが、広く協力いただきたく存じますので、開業３年以上に変更することといたしました。あわせて、雇用調整助成金等以外の事業再開・再生支援事業の専門家を希望される方も募集いたしますのでお申し込みください。

謹白

記

1. 雇用調整助成金等の支援概要

期間：９月 30 日まで

業務：雇用調整助成金等の申請のための支援

５回程度、訪問等により以下の支援を行う。

事業所の状況・休業等の実態把握、休業計画・休業にかかる労使協定締結に向けた助言、雇用調整計画届の作成にかかる助言、休業等実施後の支給申請書作成にかかる助言、公益社団法人福島相双復興推進機構への報告書類の提出、その他関係する必要な助言等

※　申請書の提出は含みません。

業務委託料等：

申請対象者人数　１～10 人　　２００，０００円／１事業者あたり（税込）

申請対象者人数 11～20 人　　３５０，０００円／１事業者あたり（税込）

申請対象者人数 21～30 人　　４５０，０００円／１事業者あたり（税込）

※　交通費は、別途、燃料費、高速道路等の通行料金、駐車料金の実費相当額

燃料費の算出：走行距離(km)×単価(11 円/km)

専門家の選定は、原則、支援を希望する事業所の近くの専門家に依頼する。

応募要件：

(1) 社労士賠償責任保険に加入していること、または加入すること。

(2) 自己の業務が繁忙でこの事業の実施に支障をきたさないこと。

※　雇用調整助成金の支援については、開業要件は問いません。

2. 雇用調整助成金以外の支援概要

業務：就業規則の策定・見直し、職場環境の整備、人材確保（助成金の活用等）、労働社会保険の手続き等の支援

専門家の選定及び業務委託料等：

事前に復興推進機構と「基本契約書」締結

① 支援を希望する依頼内容を登録専門家に連絡し、希望を取る

② 希望する専門家は、「提案書」及び「見積書」を提出する

③ 復興推進機構で専門家を選定する

④ 復興推進機構と「業務委託個別契約書」締結、支援を実施

応募要件：

(1) 開業３年以上（平成 29 年７月以前開業の会員）で労務管理及び労働社会保険の手続き等の知識・経験を十分有していること。

(2) 社労士賠償責任保険に加入していること、または加入すること。

(3) 自己の業務が繁忙でこの事業の実施に支障をきたさないこと。

締切：６月２６日（金）

令和２年　　月　　日

福島県社会保険労務士会会長　様
（FAX　０２４－５３４－５４３２）

「事業再開・再生支援事業」に関わる専門家の募集について（回答）

＿＿＿＿支部　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ **雇用調整助成金**を支援する専門家に申込ます。

□ 雇用調整助成金**以外の「被災事業者の事業再開・再生支援事業」**の専門家に申込みます。

※ 昨年度、登録の専門家は、上記のいずれも対応できることとし原則、令和２年度も専門家として継続登録させていただきますので、ご了承ください。